

令和3年(2021年)1月5日

れきみん

資料館だより

No. III-30

相生市立歴史民俗資料館

あけましておめでとうございます

本年も利用しやすい「れきみん」を目指して事業を進めてまいりますので、ご参加・ご来館いただきますようお願いいたします。

また、調べごとに活用できる書籍を開架しています。文化財や歴史・民俗等について、気軽にご相談ください。

◆ TEL・FAX : 0791-23-2961

◆ MAIL : aioi-rekishi-minzoku@vesta.ocn.ne.jp



〈連載 矢野荘-「中世あいおい」へのいざない-2〉 久富保-矢野荘の前身-

〈久富保の成立〉 矢野荘は、保延3年(1137)に藤原顕季^{あきすえ}*1の家領である久富保^{ひさとみほ}*2が立券^{りつけん}*3され成立しました。今回は、矢野荘の前身である久富保について見ていくことにしましょう。

『相生市史』第1巻第3章は、東寺百合文書^{とうじひやくごうもんじよ}として伝わる「開発相承文書等案」*4と題された古文書中の5通から明らかされてきた久富保のことを以下のようにまとめています。

- 秦^{はたのためとき}為辰の祖先が相生地域の開発を計画し、久富^{けみよ}という仮名^{こくが}*5で国衙(国の役所)に開発を申請して久富保が成立した。
- 久富保を横領しようとする掾分王^{じようぶんおう}との裁判に勝った為辰が、用水を整備して久富保を開発し、子息^{ためかね}の為包にすべてを譲った。

〈久富保の開発〉 承保2年(1075)3月16日、赤穂郡の郡司の地位にいた為辰は、久富保の開発にあたり(荒井溝の補修と50町余りの田地の開発を計画)、郡内から人夫を動員することの許可を国衙に願い出ました。為辰の申請はすぐに許可され開発に着手しましたが、荒井溝の修復は困難をきわめたようで、1ヵ月半後(4月28日)に再び提出された申請書には、険しい巖^{いわお}を砕き樋^ひを渡す作業の苦労が述べられています。為辰は、私宅に帰らず荒井溝近くの宿所を拠点にして差配したことも述べています。一ヵ月余りの間に「五千余人」を動員したとする為辰の主張に従えば、一日150人~200人が動員されたこととなります。

〈久富保の範囲〉 秦^{じようほう}為辰が承保2年(1075)4月に提出した申請書には、久富保の範囲を示す地名が記されています。それらを現在の地名や古地図記載の地名と照らして、その範囲は相生市域南部(およそ旧市内地域)に当たることが明らかになっています(森内1983、馬田1984)。この地域は『倭名類聚抄』(931~938年頃成立)に記された飛鳥(馭)郷の比定地と考えられます。

〈藤原顕季への寄進〉 承德2年(1098)、
 秦為辰は久富保に関してもっていた権限「久富保公文職」「重次名地主職」を子の為包に譲ります。譲られた為包は、この時期に播磨守(1094～1110年)として大きな権限を有していた藤原顕季に寄進したようです。官物(国衙からかけられる税)の厳しい取り立てや収公(土地の没収)を避け、自らの権利を守るために行ったものと考えられています。

〈「開発相承文書等案」をめぐる〉 馬田綾子は、久富保について記す「開発相承文書等案」は11世紀に書かれた文書そのものではなく、1330年前後に作られた偽文書であるとし、使用目的と作られた背景について考察しています(馬田1984)。詳細については別の機会に紹介したいと思いますが、偽作として当時の事実をそのまま伝えたものでないにしても、大筋においてはありえた歴史として一般的に理解されています。なお、真文書の案文とする反論もあります(前田1996)。



久富保の範囲(馬田1984)

〈久富保と須恵器生産〉 森内秀造は、久富保と須恵器の生産地(相生・龍野窯跡群)が重なることを指摘し、秦氏が須恵器工人を掌握していた可能性を説いています。また、須恵器生産の盛衰と久富保の動向との関係を研究課題として展望しています(森内1983・1984)。

残念ながら、当地の須恵器生産については史料に見えません。しかし、久富保が成立したとみられる11世紀は、西後明、入野・緑ヶ丘地区を中心とした須恵器生産の盛期であり(中濱2019)、関係を見捨てることはできません。生産を担う工人集団を支え養う必要があることは勿論のこと、平安京をはじめ国外に供給されていた須恵器の運搬経路を安定的に確保するためにも、久富保の開発は不可欠であったに違いありません。

- *1 藤原顕季…白河上皇に仕えた院の近臣で、讃岐・丹波・尾張・伊予・播磨・美作の国司を歴任した。
- *2 保…中世の所領単位。国衙領の再編過程で、未開地または荒廃田の開発奨励の一環として導入された。田地を開くことを条件に領有を認められた。
- *3 立券…太政官・国衙の認可を得て荘園設立のための文書を作成すること。
- *4 案…控・写として作成された文書。 *5 仮名…実名のほかにつけた仮の名で、めだたい名前をつけることが多い。

〈参考・引用文献〉

馬田綾子 1984 「久富保」「矢野荘の成立」「矢野荘の悪党(二)」『相生市史』第1巻(相生市・相生市教育委員会)

中濱久喜 2019 『展示解説 あいおいの古代窯業』(相生市立歴史民俗資料館)

永原慶二監修 1999 『岩波 日本史辞典』(岩波書店)

前田 徹 1996 「播磨国赤穂郡久富保の基本史料について」『待兼山論叢 史学篇』第30号(大阪大学文学部)

森内秀造 1983 「兵庫県相生古窯址群について」『日本史論叢』第10輯(日本史論叢会)

森内秀造 1984 「相生の古代窯業」『相生市史』第1巻(相生市・相生市教育委員会)

(中濱久喜)